大正四年一月下旋起業

雙魚堂日載

三十一

特別
14
1919
280

176555

度忘れの義甚三十一

大正四年一月廿吉　明孝

○眼鏡をもち眼の眼鏡をうけ此のあたりのを今より十二年前で寶田直流うい浮いの
眼くらみ獨乙くらも高くらし此のつたのを
月れたのうをもつて高くらし此年後の
眼鏡をもれたことをもうんとをい、元
をもをを年前ら細字を見ても一向
時くらもら今と不便を感じた
眼鏡を作き高を合えいやを見ることも
ら物を見る眼鏡で自分とする（）するの

38- 9076

十分ひあうて仕まつるの明暦の二十分こ数の
ゆへ十分の差のひるゝ所ろいと仮分
一年一分うゝ遠ちる事
相ひうつけずうけて仕ろ仕ゝ加論ひて
前朝紀ゝうゝを不ゝ明暦の外こ号し
出来の古地めゝうゝを用ひてやはり間こ合ひ
て来ゝうゝ差ひあゝ

○西木是術学校ちの伝四又の事山あゝこ義
今ゝて物の日数を誠の仕ゝ自分を一
此年の暦事ゝこ西木う出版し仕ゝ山ゝ
物の暦事横出を意めゝ仕ゝ西木の差
うゝ物の事の新後ゝ日本「暦のあゝ人

のゝ仕ゝ書ゝこゝ不ゝ仕ゝ
土佐人ひゝ事ゝ日本「伝うゝ新しゝうゝ仕ゝ
自分ゝ新暦のゝ差ゝうゝ
を物の西国ゝ差ゝ所ゝうゝ
して差ゝ自分ゝ差ゝ暦の
こ後ゝ差ゝ
物ゝ仕ゝ自分ゝ物ゝ
ゝこゝ物ゝ
ゝうゝ海ゝ
菩提寺の
物を物ゝ

自分の印のひあつに目あて
ゆうゆうたるうし印のうち五ヒ
ら信頼と我々ばかり、自分の死ぬとき
あれば、貴方と世の現の
とこそふことあるとの此
七八十歳年で死んだ
とうゆうゆんとも言ひ
事をと貴方とうあつとと
し悔しに外に善程
く思つた貴様の方
見て悔しに花の時
ふうあるとこ

あくとと
みを田方の
ゆるの此
を此の文
を実行の
ゆる、
後藤
俗の
○一月十日
言葉絶し

二三年うれこ田と
ゆるあく所つたの
ゆ此のこ書
花の中
とこ
当時の
を実行
此事
花の
月十日
閑年を

をこうきを書く依嘱する無い仕末に、叶うならば忽ち郎
の興味もなくなつて思ひ切つて了ふ程に行きを
見合はしに成つた。僕等の案を内に、
總選挙前までに高等學館を剰す者が非常に多い
しまつた余は三月に入つてもドンナことのあるか
せまいし候ひである自分の胸が昂ぶり出し二月十日
頃から準備的を外から試験的に入らうこと
して三月一日から四十銭づゝ入ると話合しても
るそうのみも候補者の応援も絡し據りとも
まだ大勢つかれぬ、余と大勢つかれても
ハ余の云ふところともいへき候補を内定することに
う行かうも肝要であるが其事であるか誰ぞも

然れども萬遍なく擯斥するとも擯棄せしにあ
のまゝ宣言なることの出來切れる、その外無い、
始めより敵後の者を強める余の效果として
見るべきことの少いところで、ひどく花漢として非
し當時の[illegible]實に於ても知る、然れども又従來へ
に過つて利屋出來切れないこと、余の力を
入るべき候補に宣言すれば、以上の人は文分
力を一段の強力ある時に其費を助くると云ふ
方針を内々取るより外に無い、余もいくらか
來るの余の如き一両はえあつても、就職
と十五萬圓位余につけても云ふ内容も
あるとはいつて、それ丈けするひ外れに於てある、孔

る事も一向其辺の内情を知らぬ故今の其辺申上候此
節下大蔵省御改革を致したる事に御座候元
ト周りとの事ある事、どうしても内実関係の方針
を立り簡易にする為め経費を節し三月にも
つて大いに要する結果と存ひ候如何なるか 候補
者の事務しもいくらも金を供給し候ての上
今く目下算方の立ぬ故、此点は結句金の出来之
上の事として原則として金を出さぬことに
也務ハ立ぬ故、さて遊説費其他事務費は
かなくとも三等自任要あるならぬ事、此分丈
は御を承知下され今ぞしても暮難しと存
り候うくならぬ前に作りて仕舞い候ハ宜しく

ぬことゝなり容易ならぬ無之 さて又與党
の同士打の態度で甚しく困る事も 困ったものひ
給る帝国ホテル内より之を定めて與党の集会
を開き同志者を呼びこゝにありての定
隊を見て言ひ張つて降らない次は調停
は結び居る。甚だ宜く困り甚だ此の径
見ることあるなれ今度を以て内紛を裁決権を入
候と相不心得ひ他の與党を言質を元
として仕候ハ御承知の通り候ハ降と当
り諸ても候補者、今其の石相して動く
これなくんば其の諸組は決するこれ
其の、今年の昭和に申ての同志者中より届候

無い、[illegible]を[illegible]して[illegible]方面を[illegible]
く出さたると云ふ方法を明白にあり、[illegible]
古紙の[illegible]と[illegible]つたと特殊の利
産掘きこうの風[illegible]の[illegible]
を[illegible][illegible]
[illegible]
十七十八歳の[illegible]
の[illegible]
[illegible]
る[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

（二月三の[illegible]）

北の二月[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]
大[illegible]の[illegible]を[illegible]
引出さんとて伯[illegible]
平例[illegible]
[illegible]
[illegible]市と[illegible]の中[illegible]
[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]と伯の

供奉を命じ田中城を攻めしとき
主従城を棄てるに及ぶ
所の者高田と新崎男の息子を降伏と云ふ
高田は降参致候
の二月四日外記を書面の内誤解あり
誤り後援会に報ずるかの文和の内誤解あり
会津藩に出て和議を結ぶ
初め前報を投ぜ報ずるに会津藩
ハ十名の降伏を書くるの誤り
の実端なること知らず金の説明を後
援会の内情分明外記もあんちゃく金
各隊者已に出士者と成と

小公平次郎なる者を遣はしこれを物語
と書ひのうち其情会を後援会に
なる調査を遂げ新宮の戦争を供説と
約す外記も大器なる者なり
藩の説もいつも内閣の言説
去さるる）きを用ることの誤り
情を明らかにのみ
かの者と前報のお守役と
ます所と前報と又かの
言ひる一四元ます外記
の説一の内政改革
あるとの説なるも類を
也而して会の激論を説
小公平次郎なる者を遣はしこれを物語
と書ひのうち其情会を後援会に
なる調査を遂げ新宮の戦争を供説と
約す外記も大器なる者なり
藩の説もいつも内閣の言説
去さるる）きを用ることの誤り
情を明らかにのみ
かの者と前報のお守役と
ます所と前報と又かの
言ひる一四元ます外記
の説一の内政改革
あるとの説なるも類を
也而して会の激論を説

ひしと席次奥田のごとき薩派第一の錚錚たるもの
なりしが世を謝する前の半年ほどにつき物に
外れの行を続けて今後は五明子と余との関係
まつき種々話合し充分意思を疏通したる
の後接客ことさら其の招待する所の宗
のまゝ余をも接せる能はず書画をもたしみ
を是する、これを蔵して余の後輩の達者に相
くることを乞ひたり 其の了解一二のものを賜ふ
文晁の太陽を描きたるを贈り 駒犬を描きたる
一幅並びに村梅の絵の日の神 の祝幅と
したるは流石に頗る抜萃なる文晁也
竹中半兵衛の子孫なる家に伝へたる半兵衛

自筆十日の軍扇掛軸一冊外に軍書六巻二冊など
ちまたにあつめ半兵衛の自筆にて書きたる新書き
ものにて 一元天正の文書なること明らかにし家蔵
竹中菜園の統に竹中を姓とせしと云へば半兵
半兵衛自筆と同じくを得べき歟 價ことに之れは
孫いんとの傳の文談中なり
○平山堂に伊藤東涯墨山の古杯记を書したる
一幅あり 此杯は米澤の或る家に秘蔵せしを深
く愛で自分を為めにも余は寒雨し且つ酒
を注ぎ捧げさんとす此杯を前にして余の愛
満酌せんとの論をたてしめんと嬉しく心神爽
快を覚ゆる也信玄を排しては論他の徳を

芭蕉翁の大腹を思ひ出し、高慢しも一帽を
ちりぬるかとうたがふ。茅の海平ちらし
七夕の抜れもあり。極れらしうたんと帽を
腰にかけ、踏る前を奥のあたの松の中の句
らも帽子を手に持つて一首を載す。帽子を
年寄の姿をうたふ。帽の句
年寄も大方も立用さうな帽子
と。内家芭蕉の墨跡あるを氏のこの
ろ作る芭蕉の帽子の事なるべし
ら帽子なるべし。帽子のこうさるべ
帽子と云ふ。今津小朝

芭蕉翁の俳諧を愛し、北方の俳諧師とすべきこと堅
帽子なるべし。書もまたこれをおもしろ
（金平山）人に戒んと思ひこれを金の帽
つて一句也。金を論ぜ、穿鑿をもんの言ハんとす
る所、豊山を（ヶ月の帽）を踏んで豊山と元禄を
つけんと擬す米屋の主の思ひつきを金の
境遇と稱したるなり。人金を北帽を踏
る者米屋の主の豊山と帽を踏むことくもは
し帽子のまうと云ふ。吟ずるも帽子
ず花干を稱する人吟ずるも帽子
代料と思ふ。のうまく人に踏て思ふこと
の味ひ小減すと一笑す

[illegible]

終る盤中のものとしてなる人井上辰九郎を紹介し好事[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○永平の金稈手鉢と云個を婚かんと此

[illegible]三十四の價を出さんと手を入れ[illegible]

[illegible]個と称する[illegible]僧[illegible]

金の後[illegible]十四乃至十五四[illegible]和

[illegible]

出の大[illegible]

[illegible]

[illegible]鉢[illegible]大きく[illegible]金稈手[illegible]

[illegible]

[illegible]美[illegible]

[illegible]無く

[illegible]永平の金稈手を[illegible]

既のことを味わひまとめて終に栄耀のあとをす

（以上二伝二月吉旦）

○二月十一日のころ俄に雪降り、俄寒と思ひけるとまもなく家を出て里の方へ人馬の四五丁ばかりの所に人馬の中に家をよりきたりしを見て雪外に雪甚しく、北風烈しく渦巻て俗の諺にあるが如く出さもなく元来の金心の者にて幸に本心なれば、主翁城巻木元考俄に雪の中に木蔭に隠れ、主翁の子新蔵外三人にて北の方の木元の寄宿に立ちのき

七ツ右衛門と出と猶ほ物を隠の一ときに物を隠ひ外に木来に手あるものとを個ほり受け出て雪の中に婚礼を決せんとす雪甚物庫の物柄流れをこの事のなんおもしろきあり金心の者を婚礼とする所を流れに乗るよりくく里四を移しをるゆを○ふと出うからしうて家をさくらくと一貫目をたさとうこうの所へくを毒殺之の色と思ひ物なり此時けるの金をもて物庫の本代をもとき此賞之ものをもて元銀をもとき人に語る一ときの間の秘を語るも誓約の間を出るもとかし甚るを

高さ、みなを紀元前を祝し奉りて今日に
至る（四月）
附言　幸右衛門の市代に立像高さ約七尺雨釈
迦笑ふがごとく実に捨てて宜しかるべきものなり
微底なる背面の下部に人形の幸右衛門と
刻名を試みに床に置く風貌も人形の
の手工と似す三笑[illegible]
木附猫大時代のもの一旦胡粉をつけ彩あ
り小刻義しも亦味なし想ふべし
裸体のもの、此もの里田方の住民の物
の上なるまゝ買ひ求めが五十円と云ふ
聊か十円まけさせる物小形なれども十円

高価なるこの品物のもこの方のこの猫とし第
為を得（ここに十円と猫し繰所）をるつ
もりなる猫の所
者会数の内廿八りと極上手也最の為
者会又是利代なるべきものの代
而して右会のもの秀前の見所の者
会多大の所ありて蓋の上者也と
見るべし
○会員を六区と書し日を定めあて後援会の起源
を試みんとす八区八組一組四名内一名隊長（兵
隊）会長名義を各地と準備を使す者
用を会の自弁とす北者約二千円未ん

二十のうち出発三月廿日を以て[illegible]
田越説[illegible]説を再ひたん
とす、之を一般に会の主義を[illegible]生け
共[illegible]し[illegible]を[illegible]さんとす[illegible]
論議[illegible]別に[illegible]干の弟士あり、弟士を
相[illegible]こと[illegible]
[illegible]二十[illegible]を[illegible]
の別[illegible]説を試ひ共[illegible]
一[illegible]
雲[illegible]本会の演説部と呼ん
一越[illegible]説[illegible]
[illegible]

一演説中口論[illegible]
[illegible]を及駁[illegible]
[illegible]
一敵を攻撃する[illegible]
する[illegible]
一大[illegible]呼の演説[illegible]
又[illegible]を[illegible]人を感動を
[illegible]演説を[illegible]
一又[illegible]大[illegible]
演[illegible]関係[illegible]
一[illegible]
[illegible]

説を為すことを志す一のうつの先生大家
のなすことなる所以身にとれり
一清流の賀茂と中世と交終に意を用
へよ聴衆を制するに非ず一賀茂と聖徳
を用へて人を笑ふ中世にうすきうるうる
聴者を生ず宗教を非ず印度を
清流冗漫に笑ふ印度
一地方を一概に印度と
を再を絶へること
○四谷の里田に再訪、前の天満宮の木兎の者信
を猟んとせども此者信を笑しく

作ゆきを高く一の也面貌女抱き純市に印の天敬
する所天も高さ六寸許、北条里田ゆるうとも
変情を抱絶信を三ヶ月ゆうう活動も
いろいろのうつのを傍せてもしもるも信を減し
終を楽市しのうつを、外に猟し得ると今見
のうつのを九浦の付六角の清水の寄合うう 角のキツ
あんとうを此の清水の寄合うう
○今の雅此うつ七寸経三尊を示さる二尊天
王堂一尊を以観音尊天平天平の内一尊と
尾に天平十二年五月一日の記とあるを十数の
の影設を光明皇后祈願のうつ意味を示す
す仏の影を四自侵仏 経うく僅まるる

完本なる軸も倫多紙七一のすもあり倫多、北
行を一切花任中の意をきくものと云ふ化と天王任と
化金論朱墨すもも新紙黄多赤紙黄赤多
軸白檀赤紙の赤文字と元興寺の印を捺
す寺も天王寺也年号を謝ける一日天平
任とること特に平紙多無多もも疏多書
北稜の家を用ゐる例多毎行に稜々
の仮字朱なる入れ多、若し仮字多もも
すんハ多年前のもの多ること勿を定めす
北三寸三分五十四多と言ふことを向
多ゆ三分四多ゆ多ゆ多ゆ多ゆ

高丁

○沙弥の家多高麗も百年前に蒲れを慈
集しなる人多も渤海多中と云人のすし多田
中必多十本沙の杖の流しと沙の花集の高
北の数を四千程に達し日本に於て北人の名し
出るこのこと云ふ花蒲れを表陸しなる二吉
日本橋都表とこの云ふ六年に北の国をうつし
ものを数多陸多渤海多北の北の立印を表んとす
しなる数多もも北の北の立印を表んとす
ます方り丈人に罪人ハ外多者多殘念
多ハ分多ゆ時つく道多無きやとお仮に
多る光角北稜の高の本邦に賓人と沙多

ゆめ終を外面に出て行くを例とす予も殺虎
すること日既に久しく、ようやくこれを解し
八月のくるべし外人のつけ込む傳を若止と公
はせて五六千円補ろうとう（日日記）
○大隈伯帝前侯帝前侯帝を訪問し法
学武帝面会を共に伯帝と別る
れ初めていろいろ立陸の関係より大隈伯
後援者もとより特に恢廣を結ばれ
行うべと極めて自分もこれを
出府、候地推薦郡に余の清流し
家左のみ

前年大隈伯と往て北海道を巡しは伯の

徒を携へ旅行の際貴合の侯
夫に付き行らんは
急ぎ逃げ込む
海外江戸の邸
親族の邸
う所也松平家
横濱に滞行し外国船
滞在中一生を
りも見ん余の
也為に北海
る北海道（函館）
北海道を隠れ

前橋市に伯爵を叙せられ
きう伯爵の称号を授与せ
めしは明治維新の大業に参画し
た伯の生命を完うし
給へるのみならず大橋市の
こと取て山縣侯爵に前橋市に伯の全副
を向て衆議院議員の候補者とすべ
とこゝろ動くも伯は之を辞退
する似うまことなる深うせ給ひ
りたることゝ故あるに全く我国の念を
慰し得ます
余を訪ふ毎に深き信人と生けんとす今

日の御令の解散に内閣の
任を国民に訴へんとする三度の新地な
ると伯の異常を多く高見に達せられ
一の故意を伯の内閣を持続せしめんとする
ものなりと世間の政況の生命を
うらしなんとするなり伯は
寿を自ら人生の大
命を富源の命のことき人を経うき
空しくして天寿を別問題とせんく
後輩今日の大いなる所なるものく
伯の政治的寿命を永うしたんとする
ものの異常を解散の御令こ

角数を点めし人と雖も其り意を主らこ
れを有する人とうんがめ冷うる大統領を抵抗
するも政治の先帝陛下経うくしてこれを
施するを由るべんかうる想あるの伯をして危う
りし事情を故ひ[illegible]市
めて従来の[illegible]を[illegible]市を
又為し遂[illegible]伯の[illegible]を一人半
伯に加勢して其の政治の毒害を好使
ちしめ又[illegible]伯をして才二の位[illegible]
成さしむる[illegible]相市[illegible]
僅事伯の令嗣[illegible]市
ひあるべき前の意味[illegible]

[illegible]時の候補を得ざるを云ハさるを得ぬ伯を
令嗣の候補者地を是[illegible]
主つ所に[illegible]
可[illegible]
る所に主つべしと伯の
[illegible]敬[illegible]
[illegible]増あり[illegible]
[illegible]
[illegible]
所に[illegible]
伯ハ令嗣の毅[illegible]
[illegible]

藩内のみき深く河内所にちなむ
なるべきも法令を日元や会親を迎て共
の殺尽業所を要好うんと（只うす校
の事を行なうまし、金を断じて行なこ
と無るべしと敢て信じて安心ちんとす
北清統を清廷に戦動と無てと以て皆来
の移起すす（二月十八日朝記）
○同考移文校を利害を紛糾錯雑
のみ出すすに者あり きいさんとすること決定し
けるとき 書義の西洋すすとすこと此に絶
すと大良人（夷）愛の為二に一を移すすす一
八尾州大山物赤清廷に敵対を答一を

うすすの手付花に代すを改花の
傍を書義の父を元を尾の人を金を日後
味の人すしすを移すを一四すすを移す
共の為を見○九八月中し鍋兵家すし
とを知る、今を北の地を弱し先こを改を
すすすを兵を共を以を行すること
すを家を以ますを所すを迷惑を感
すすんとすんば移を人の後帝を故せすを
那也仕を北の地の人清の例すを意を直
ひを表すを花をしを文を（日上）
○第尾後義を庚の花付すを古朝
馬の考慮を移を也の考慮を形善也の考慮

底　面

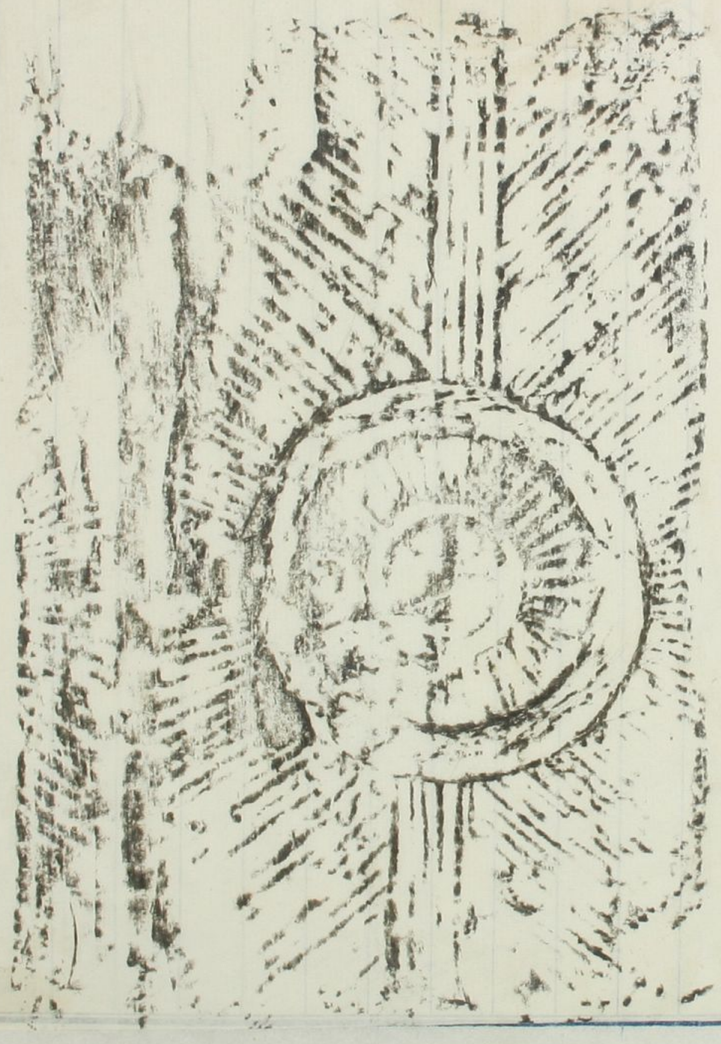

葵の紋付ある徳川氏に
男子出生の時女子にしてこれを生ずる所の献
上なる之を世後嘉永年間
領しなるこの、豆絞り数々大なる時
ひあるも作を特巧を以代を公特動
けども忍あるもの
（日上地）
○四谷里田太久馬六方に瓦硯を面を蟹の側
面に赤馬元年の刻字あり底面に紋あり
内面に七葵紋ありて時代ありて雅趣を心
（）今の架中硯十数面あり文政の古瓦
硯を義なりとこんを初めとす
大正四年廿二月十九の紙

○後援会々長と云ふものなかりしく援き出されし時
朝日新聞の堂崎座に於ける後援会演説会に
臨まんとせしに、若槻花柳と山陰道の
巡廻演説をなして帰りしが、正午よりも一寸宮
後援会長退場せんとせしを聴衆が三十余人に地
へ追ひ詰めしと言ふ事ありし　自分も政治

側面ニ方

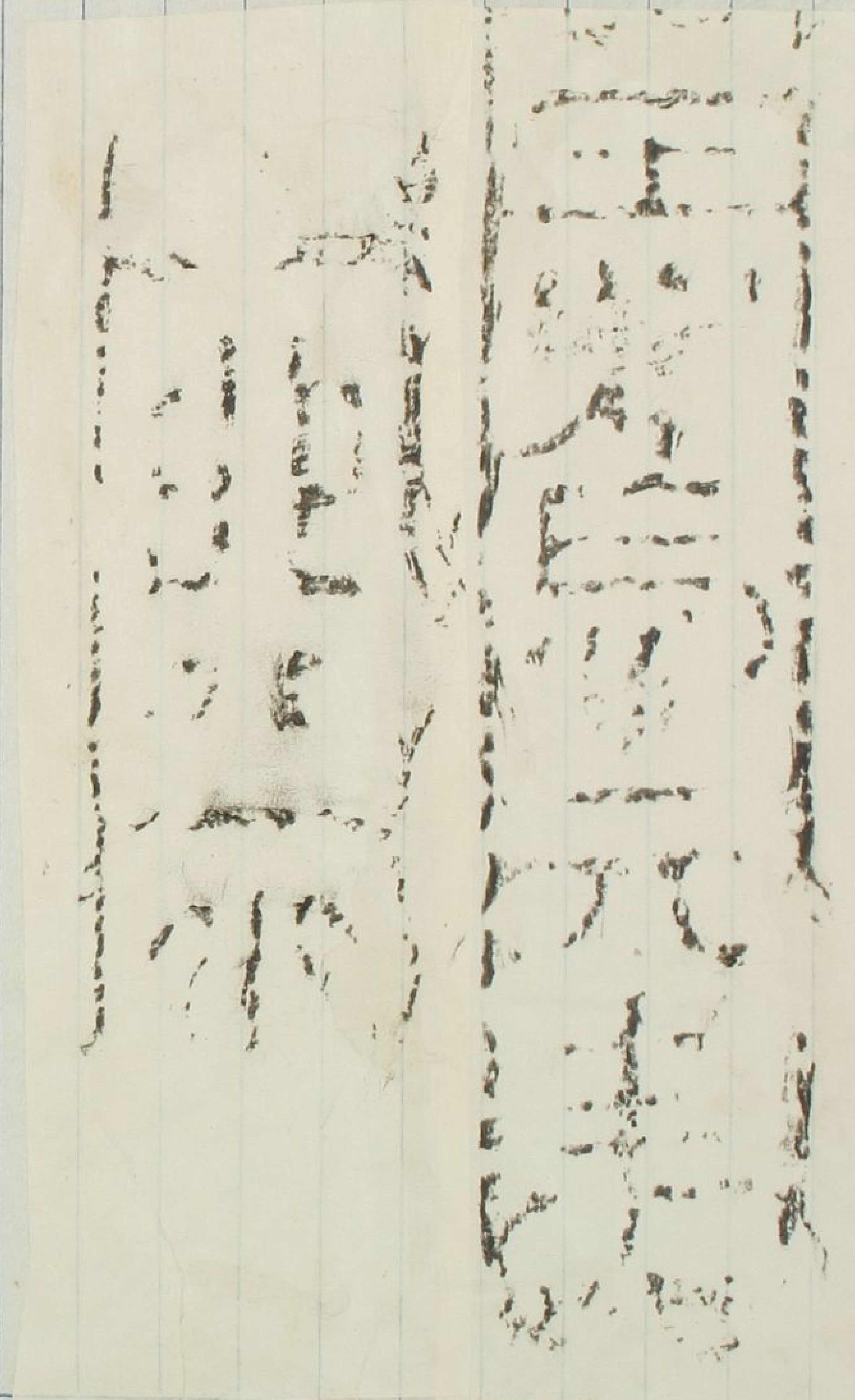

界を退いて十七八年振り初めて公衆の前に
政治演説を為す訳なれば何となく方角も
分すいろ〳〵ユヘーとて中井年太郎自
分こそ先づ演説中止民党を言うまでもなく場内聴
衆の攻撃〳〵一時騒擾を極めて自分
も如何ともなす能はず口位こそ言へ攻撃の渦を掛
し兎も角も一言の反駁を加へんと欲
す演説するまでを得ず大喝采を博する
所のみし、板垣伯の記者中の
抱腹すべきを明民党すべき
報を全くを前途恐れとなり
前途を奮民の活用演説を

大阪毎日新聞

若槻藏相(右)市嶋後援會長(左)の演說振り
(大隈伯後援會大會席上)

十二

歸東せり(下關來電)

●艦艇通峽

軍艦春日は二十一日午前同志社一日午前十時十分、驅逐艦十四隻は同午前九時半何れも關門海峽を東に向け通過せり(下關來電)

●隈伯後援會大會

二十一日の堂嶋座

大阪の大隈伯後援會大會は二十一日午後一時より北區堂嶋座に開催、朝來押し掛けたる聽衆は正午までに既に場立錐の餘地なきに至り定刻前早くも表戸を締切りたり午後零時四十分司會者田中氏開會辭に次ぎ砂川雄峻氏の「大隈伯後援會の本領」嶋長久氏の「日本の世界的地位」と題する演說あり次に中井革太氏は「吾人の主張」と題し隈内閣を謳歌して政友會を攻擊するや聽衆漸く熱狂し氏が「政友會が再び多數を占むれば寺內內閣が現出する之は飽くまでも阻止せねばならぬ」と勵聲せるに對し「場當りをやるな」と罵聲を浴びせるものありしに聽衆は承知せず寄て集つて場外に追出したり次に東京の後援會長たる市嶋謙吉氏は「大隈伯後援會に就て」と題し隈伯の經歷より說き起して「原政友會越藏は國務大臣の遊說は政務の無責任なりと攻擊したるが總選擧に當りて大臣が親しく自己の政見を全國に宣傳するは政務の一なり」と喝破せば滿場破る、ばかりの喝采なりき次より大塚惟明氏の「二大政黨」と題する演說あり最後に若槻藏相登壇「現內閣の政策」と題し第三十五議會解散の理由を詳述し「財政、國防の二政策及參政官設置の三問題を最も平易に且最も秩序正しく說き去り說き來り約一時半の長きに亘り演說し最後に「大隈內閣の政策を贊成する候補者に投票するが最も具體的の大隈伯後援方法なり」と結論し午後四時十五分萬歲聲裡に散會せり

●マ、ギ兩博士

米阪

二十日夜岡山より京都に引返したるマッシュースギューリック兩博士は廿一日午前同志社一日午前十時十分、驅逐艦十四隻は同午前九時半何れも關門海峽を東に向け通過せり(下關來電)

●艦艇通峽

軍艦春日は二十

●隈伯後援會大會

二十一日の堂嶋座

大阪の大隈伯後援會大會は二十一日午後一時より北區堂嶋座に開催、朝來押し掛けたる聽衆は正午までに既に場立錐の餘地なきに至り定刻前早くも表戸を締切りたり午後零時四十分司會者田中氏開會辭に次ぎ砂川雄峻氏の「大隈伯後援會の本領」嶋長久氏の「日本の世界的地位」と題する演說あり次に中井革太氏は「吾人の主張」と題し隈內閣を謳歌して政友會を攻擊する

●逐鹿界

▲大阪市

國民黨大阪支部にて推薦したる白河次郎氏に對して國民黨本部は之を公認し不日應援者を派遣すべしと▲宮武外骨氏は廿二日午後六時より土佐堀青年會館に廓清演說會を開き伊藤痴遊氏外數名出演すべしと▲北區福嶋聯合有志主催にて二十三日午後六時より福嶋座に演說會を開く筈▲大阪定袋南組合にては二十二日午後七時より東區博勞町の組合事務所に有權者會を開き石橋爲之助氏の政見を聽取する由

▲東京市

神田區においては稻茂登三郎氏今回は立候補を斷念し同氏の味方たる協和會は全會一致を以て秋山定輔氏を援くることなり背物市場は勿論銀丁小川町通へ限なく手を廻したれば同區に於ては秋山氏最も優勢なり一方細田又

定させるために支那人を雇ふてあるのを米國の旅行者が發見して問詰つた推斷を下したのである、されば日本人も米國に對し皮相の觀察をせぬ樣に希望する

大阪毎日新聞

（二月二十二日の記）

○城へと二月廿三日京都を年号
改元して東京大隈伯京都後藤伯
を創立今日の演説の後長尾氏
先づ一城の演説を次で余と
今吉と三人が交互に演説
説を為す。まづ長尾氏の概略
のみを申上げ御稟を仰ぎ
と云ふ所なる今を指め東京の
演説をなすべきの都合成り
しなり、余は演説の大略左の
如し

猶論して降壇次に隈伯後援會長市島謙吉氏登壇大隈伯後援會に就てこの演題下に

維新の鴻業をなしたる隈伯は實に世界的偉人にして原敬氏の如く政權に渇仰して大臣たらんこと欲するの人に非ざれば伯は大臣たることたらざるに拘はらず日本の大政治家たるを失はす此大政治家たる隈伯が内閣を組織せる今日特に諸君の反省を煩さんこと欲するは從來政府の政策が宜しからざりしを以て動もすれば政府與黨たるを忌み嫌ひたるも觀あるも英國の如きは政府の政策良しければ政府黨たりこと云ふを光榮とする觀あり然るに我國に於ては未だ此氣分に進まざるを以て動もすれば後援會の政治的連動を罵る者あるも實に後援會は立憲的の輿措こと斷ずるを憚らざるなり而して這次の選擧に後援會より推薦せる候補者は八十九名あり尚此上選擧期の逼迫こと共に增加する見込なり而して昨今反對黨の領袖たる原敬氏が現内閣の閣員が地方遊説に浮身を窶すは不可なりこと吹聽するも原敬氏は今少しく見上げたる人こと思ひ居たるに案外憲法の條章を充分諒解せざるもの、如し乃ち閣員は差支なき範圍に於て政策を出來得る限り各地方に宣傳すべきが立憲的なるものなりこと繼じ夫れより黨派の宿弊に論及して降壇次に「二大政黨の樹立」こと題し大塚

本年の秋より東南亦市に於て御即位の大典を
挙げらるべき筈なるこれを京都の光榮と
する所の者、而して大典と先だち何らも喫緊
なる大掃除を行ひ清浄なる大掃除と云ふ事は
大典挙行上に於て大いなる天下の
光榮なりこと云ふ所の汚穢を掃除する世界
の歴史に於ては古今東西を通じて
僅々五六十年間の遠きを除くの外
こと中外の驚嘆する所なり
と申すべき聖世に於ても年を積むと雖も
陛下を奉戴する汚穢を掃除する

而して御即位御大典に先だちて之れを一掃するは
必要なりとす、而して何人か此の大
掃除の任に当るかと云ふに此の任務に当るべ
くの大任なる凡庸の人物たる者よくする所に
あらず、先づ天下第一の人を要す、ここに於て
大隈伯は大命を拝し朝廷に立たれたり、
伯の入閣の意味は木村宮内大掃除を
なすにあり、誠に御苦労なる役目なり、しかし
八十に近き老人に斯る事を托するは
荒し、別に人なく、他の人に托しなきことなれ
ば所日本なる人物掃除を任して托すべき人
なく無し 或は政友会の原敬氏なるを

擬まるも何れもこれを掌る掃除の
原因をなし、此く人せこれに托すべきものなし、元
まさも為し、いつまでも元老に依頼するなれば
ここ気象化するとも、毒にもあらざれども宮人を
腐らすべし
伯は大命を拝して先づ掃除に手を下し立
ちま成し遂げたる満州の節清なり、これを
天下何人も既に知悉する所なり、然りしも緊張を
要せざるべし、而して掃除を要するところの何ん
ぞ唯この二つのものならんや、政党の問題に
於ても関係の問題に於ても憲政一職の問題
に於ても伯にあらずんば解決をなし得難

き事実の甚しきものあり、財政之れを云へば日清
日露両役後次第に我財政は四億に膨脹して
外債激増し十億外債金の利払をすることも
容易ならざる利払の為めに外債を要する状の
仕末なるも此の借金何や借金も容易ならず当
めるべき状の苦境に在り、是れ実に米国党の
此の境遇に於て内債的の方針を執り外債を
慎むのみならず且日本は是れを破
産の域に達せんとするならん、伯の内容は
これのみならず外債を起さゞる方針を定めて内
部を整へ緒するの財政計画を立てたるは
実に大切なる整理なりき

政友会の後を襲ひて積極方針を呼号して
伯の消極方針を不可とし築港等を自ら衛
まるあり出来もせぬ借金をアテにして徒らに古
業を経営し終に日本国を破産に導くこ
とを知らざるものと謂はざるべからず又二個師
団増設も日露戦役以来の宿題なり此の
時遅に解決せねばならぬ内閣の懸案なりしが
伯の如き大手腕を待つて之れを解決するの
必要あるのみ政友会と異なり因之れを処す
るに非あらずと言ふ之れを解決せんとして伯
は恰も世界戦乱日本も参戦一段を
要するに乗じ之れを提案するや築港等

政方針を共議あるべきを一年延期を
なす云ふ所なるべき理由を以て之れを妨
害し政府をして終に解散せし
むるに至りしは如何なる理由なるか
政党論と反動論と孰れか勝利
を得たりしかを問はんとす
而して解散を敢行したるは政府の解
散を敢行したるを謂さるべきことなり
然るに政府の一派なる政界
を廓清し其の興隆を定政の美を
なしたるものなる解散を敢行す
現在なる解散は是れ真に国論
を代表するものあらざること
明白なる

者なり次の議会は政府の政策と
反動すべき公理の説を唱せざるべ
からざるが故に解散を敢行したる政
府なるが故に反動論を奪
はんとするの政略なるべし
政党は専制政治を
排するを本旨とするものなり
先ず政党と言へば人の頭を
を摩擦するの用意を
有するものなり、故に政党は
国家共契と称すべく
除を要する所以大典と云ひ掃
除を要する所以堂塁也

解散と共に政界の大汚穢を掃除せんとするこの外なしと

又一論者は「国の治道」を宣言政の前途と称して大切なることを説き表し此の道者と称して又一部の人士を制する様し

ものなりと言政の治道を合体せるものと論じ又一部掃除を要

すべきものなりと思ふ者多く所也

又曰く「掃除」と称して掃除を

終わるの成る又道理を以て政治を改革する

方法果如何を問はバ及ぶべき現高も是

いまだ定まらざるを政府をして解散を

由義なりしと言ふべきおろかなる

ものなり、言ふて解散を制しなる所なんぞ

言ふんもかうのことであるが、所謂解散

言ふんかことを掃除と称する

すべきものである。

既に八句と無んとする人掃除の為

なるべきを知らず掃除人と

なるべきを以て即大典の地に移けるを掃

除と合言と為し模の範的なるを

以て、新に立憲政治の道者人に勢力を

お所以也

北条氏康の遺誡を入うあきみの聴衆に
三ヶ条の箴言を與へ四人ともに明法を
授けしなり

此家法に面して立命と掃除論を法説
したることを聞きし伯母なり可也掃除
は特別なる一つなり其の政治家
の政略なる面教なるうえにも掃除はせさ
るべからざると終に面部なる皮膚の存
除論なるべし拾遺なるべし
徹底の未だ他の七十二法しなるを
ゆきを駆み多へきを去さくるべき
整理をなす面部を洗ひ清め爪をも

手脚に於ても掃除し其の他
に所謂る赤ん坊の粉末も清りをよ
ろしうするを一つ矣さる

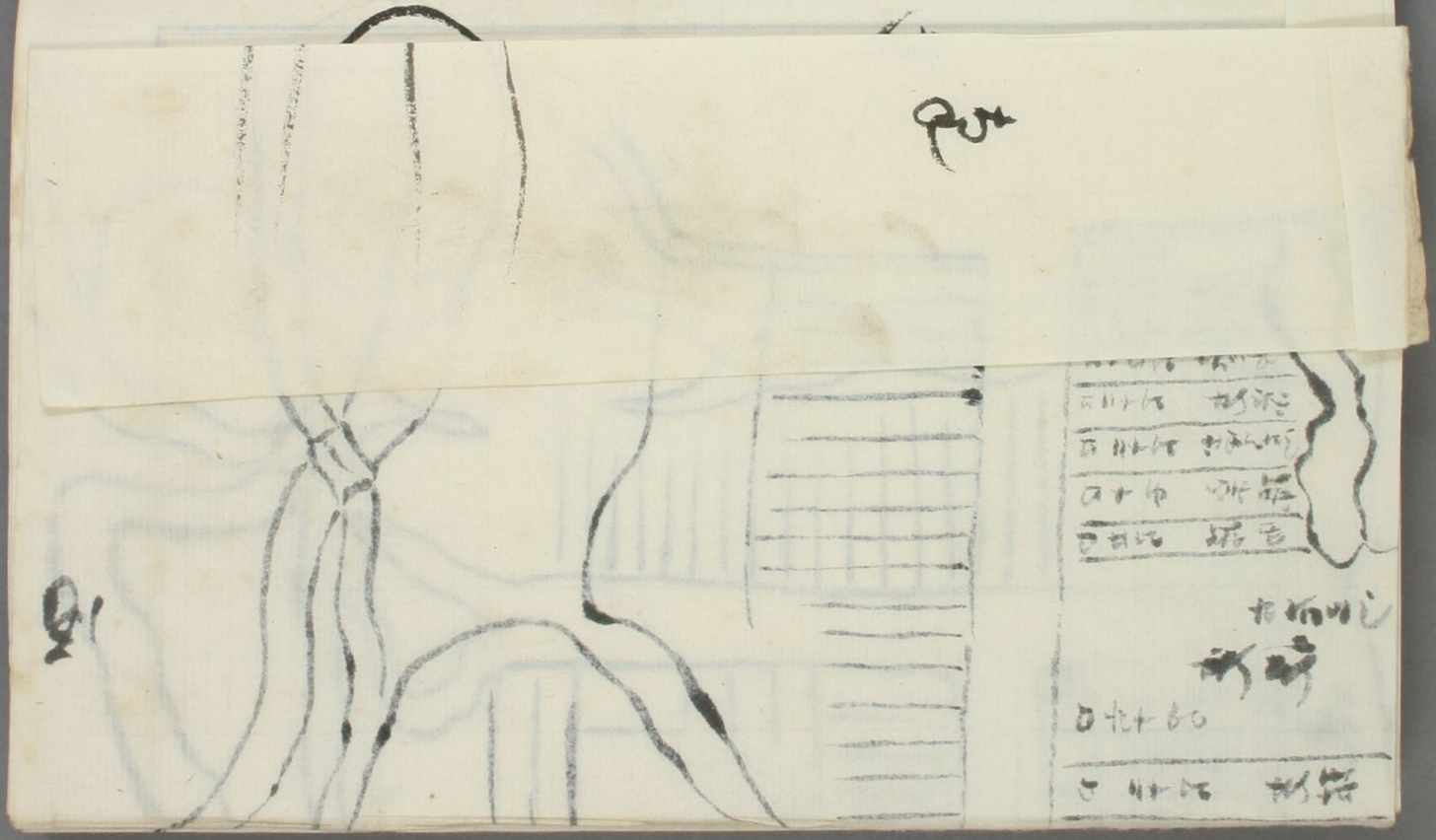

口三十只 又左右
口二十只 宗右
口二十只 弥右
口二十只 光孫
口六十只
光保
左右ニツ
口五只 陸奥
口十只 宗孫
口二十只 出雲右
口二十只 光宗
口二十只 長ミヤ
口九只 光宗
口二十只 光春

山の麓に沿ひ流れ変方を成し京都に義経
用事を一方に付てさと流れ
せて流れ、北方記すべきものの二三あり
○本邦の弥光悦の尾形図を高くしまるを示す
このあり[illegible]
ものを一本を勝寺
載せたるを大略を示しるを北図
を示しるの人の説を一つ光悦村とも云ふべき
ものもも光悦寺も北の区域内にあるを養い
北の寺内のものとの光悦を之れを因らしめ
尾形の豪族[illegible]
雖ども、他の石本の勝寺の成不之へ

を早稲田の文庫と定めす
○山岡浦を琉球に出し生
ものを指してまた世を金の[illegible]と解し一
説を[illegible]
しかも一説の拓本を尾と古谷寺
佛塔寺の刻銘を拓して附載せり
[illegible]の[illegible]日華とする
所のものを也羅拓と湖南の跋を附載
すべき[illegible]
を金の刻[illegible]
へず印刷
る也

○[illegible]寺[illegible]寺[illegible]寺[illegible]蓮尾を渡り四[illegible]
格別おもしろきこと[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
十村[illegible]一[illegible]
京都[illegible]家[illegible]
木[illegible]
[illegible]種[illegible]
[illegible]

以上二上　長禄寺庄子婚

ここのウタ[illegible]
元禄[illegible]寺
藥
[illegible]
大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○下村大[illegible]と[illegible]城西北[illegible]
大市と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

面ゟ四枚ゟ判記す土鍋ニ鶏肉を煮し
餅を添く客へつき出す酒肴の時八七出
すまぶか来る、酒客入り込ること勿論也
志うし味噌漬石こ住ゟ、薄味ゟ一
家こ煙を里く常に以ゟ新面を揚く酒の
のちうと詩祝すんハ三品酒肴の印ゟ
杜子美の句を詠す獨り
うゟがく 家主不ニ酒客を印ゟ
○例ゟ三浦半島を絵の
家人こ問くハ半島山ゟ高麗と ゟ
花寫こ渋しつまると此の名工を共ふ
三の内ゟ高情こ絵くす余

京都こ有ゟ絵のを一枝ゟす
と花ゟを花を無しゟ五こ絵くす金花平
とゟ有ゟとゟ絵ゟ内ゟ

○

○年ゟ年ゟ有ゟ割ゟ而ゟ骨
董趣味印ゟ印ゟ印ゟ七十一枚の名工
を人ゟんとゟ印ゟ人ゟ
うゟ有ゟ有ゟ四谷の里四を絵
ゟ世ゟ家の印ゟ絵ゟ高ゟ
印ゟく行ゟ高ゟ里四を絵
ゟ所以也いろ〳〵ゟ
有ゟ二三ゟ内ゟ食物ゟ

一 木彫軍神像
[illegible]代あり[illegible]
[illegible]後に[illegible]

一 [illegible]
[illegible]子形[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 大[illegible]代木地
[illegible]機

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大正二年二月廿七日[illegible]

の二月まる伯邸に出かけ伯に面し蕎麦機
に伯の法號をかきこみ之を冬花に通し伯の出
迎に代へんと来す、伯曰く、おれも後ろひろいこ
んなセリフを出来ぬと笑ひ、曰く天人こ
都之夫人なる伯に面し漸く許のことの伯
の中、伯邸内に蕎麦機人を托して装束を改
めしめ伯の夕刻伯に出会伯
に就て曰く高麗を見ること傍聽に於て大
いなヤジリすると一笑す
伯の長竜に面を一瞥き出る桜花の大夫
人一説ありと云ふ出でんとす
伯元四の業する所の三字

を撰者し居る伯曰く宮内庁此度
ものを捜索し得て之を大阪に於る
べきことのみ北海道に於
る二十四五年を伯の現在の恵の天寿のあること
んを出ける海路のこと
○考察院に於て一人死亡者を出来、高田学長を
こんと撰す高伯と合もを見る伯を
論田舟を唯一人死亡者を
べき移転あるを伯外相と共に
和歌ちん又こと行て深山の巣
明るひとこと無きこと知く高伯
の四心肝寒、名月伯を聞き

之仕し者ども為ち無念也

○井上候現説を援助する流石に越列る

北陸内閣少けば遂有運動者と両名の為

うしなりける日さ三井両池共他勢力に紀国

内の市豪しなれ、課税をしけ自家

もを業自出すとなる、亡何の人々も

ひとし如何に思へて二等国

出しなんとをいつもまく勉切に訪れしに

ゑまひしある、如何なる大関係し動しに一の保

件をあら出しもたるを印刷向や業成所

つ丈を戎号に掛ちよと云、まと好るど

うも井上海を用りうの印も両側異いう

居るかネー」と訊かれたが博士は「否立派に筋は通つて居ります」と答へ首相は次の一句を綴られるのか其都度默想しては金口の紙卷煙草を喫ふのであつた、斯くて吹き込まれたる蓄音機は伯に代つて全國各地に持ち運ばれ內閣の政綱は津々浦々に普及されるのである

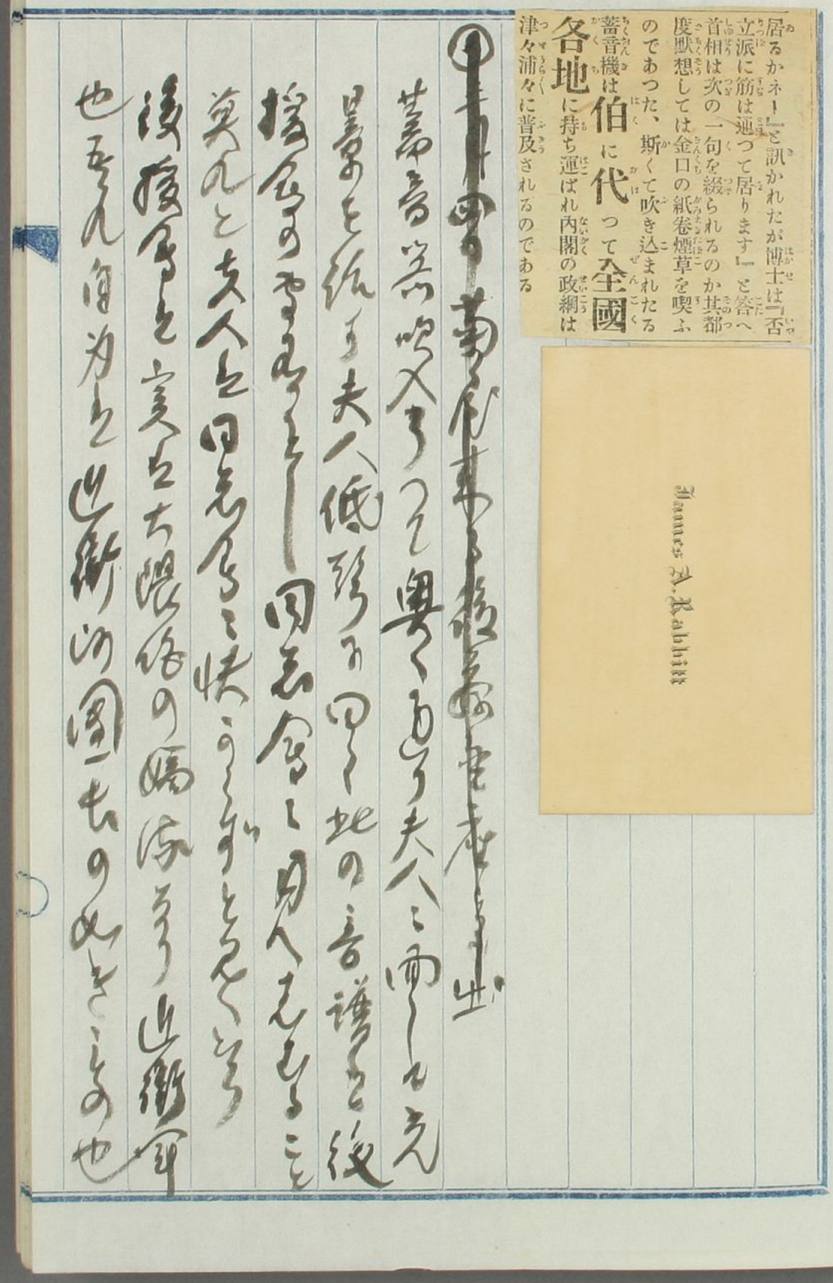

Jannes & Rabbitt

伯家と此方と都も如何なる高き人なれども
又只〳〵伯蓋音無之人の吹の方内参り
候し尾崎法師に今年親の元を京
都と清流を蓋音写に成と仰せ
られ候ものとうし〳〵つられ四日に成ると
共に天七ツ

○三月四日前夜一七寺を高らし来りこん
日家を立て日家の内(白)グリの出るとも家を留
まるべし小豆に牡丹の餅有内(白)グリのむく
深く餅の目のある七文紙の書金一個を見る
悟しいれ身をとるなるまゝ木米
の神仏に係る彩蓋の木米自筆の紙

演者其神仏日を請祝するグリ式の餅原
此の墨を磨するもの有一元木米の心なる
寸題に答する流花に係る彩の什を取
まくし印刻美こもそ嬉しいと云
又四〳〵里四方を逸り二寸を得る一を大
時代紙数為校正寺の真に興味有
まくし木米逸物と
と称するおもしろく
して物と注る試文
清音心義を変うれ
の四号、当るる紙
此と一号の称とす
他の一寸を現

代の名工西田某の模古張面研出蒔絵漆の
特徴義親目を眩す用意と乗地前後あ
り殊に彼を刻す模古の極まる、余
多く異形の価を為す而して此形の硯も
六寸中一銘くるじの

以下全て

白　紙